

新・福岡古楽音楽祭実行委員会規約

(名称)

第1条 この会は、新・福岡古楽音楽祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、古楽分野を中心とした音楽祭等の事業（以下「事業」という。）を円滑に実行し、もって地域の文化の振興に資することを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 事業の実施に必要な事前調査及び企画の調整に関すること。
- (2) 事業の実施に必要な経費についての計画及び調達に関すること。
- (3) 事業の実施運営に関すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

2 毎年度の事業については、収支予算をもってこれを定める。

(構成)

第4条 実行委員会は第2条の目的を達成するため、10名以内の委員で構成する。

(役員等)

第5条 実行委員会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 監事 1名

2 役員は委員の互選により決定する。

(役員の仕事)

第6条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 監事は、会計を監査する。

(任期)

第7条 役員および委員の任期は、4月1日から3月31日までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第8条 実行委員会の会議は、役員及び委員をもって構成し、必要な案件を審議する。

- 2 会議は、委員長が必要と認めたときに招集する。
- 3 会議の議長は、委員長がこれにあたる。
- 4 会議の議決は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(専決処分)

第9条 委員長は、実行委員会を召集するいとまがないときには、実行委員会で議決すべき事項を専決処分することができる。

- 2 委員長は、前項の規定により専決処分したときには、これを実行委員会に報告しなければならない。

(会計)

第10条 実行委員会の会計期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 実行委員会の収支予算は、実行委員会の決議を経て決定し、収支予算は、事業終了後速やかに決算を行い、実行委員会の承認を得なければならない。

(事務局)

第11条 実行委員会の事務局は、公益財団法人アクロス福岡に置き、第3条に定める事業の事務を行う。

(補則)

第12条 この規約は各年度毎に適用し、次年度以降も適用することとする。

第13条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。